

事業者排出量削減計画書 **新規・変更**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	亀岡市安町野々神8番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	亀岡市長 栗山正 氏 電話0771-22-3131					
事業者の主たる業種	公務（市役所業務）					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	市の事務事業から排出される温暖化ガス（CO2換算）を、平成16年度（2004年）を基準年度として平成18年度（2006年）から平成22年度（2010年）までの5年間で3.5%削減する。					
推進体制	市長を環境管理総括者、副市長を環境管理副総括者、各部長次長を実行部門長、各課長を環境推進員、各施設の長を施設長とし環境マネジメントシステムを運用することにより進行管理を行っている。 また、副市長を委員長とする環境管理委員会において、定期的にシステムの進捗状況等を審議するとともに市長によるマネジメントレビューを実施している。					
	環境マネジメントシステム名称	亀岡市環境マネジメントシステム				
	適用範囲	亀岡市役所（指定管理者制度適用施設及び市立病院を除く）				
取得年月日	平成18年8月					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	22	全施設	温室効果ガス（CO2換算）の総排出量を、平成16年度を基準年として平成18年度から平成22年度までに3.5%の削減を図る。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	10,884 t	11,483 t	6.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	14,144 t	13,076 t	-8.0 %		
	排出合計	*1 25,028 t	*2 24,559 t	-2.0 %		
	目標設定の考え方	「亀岡市地球温暖化対策実行計画」で定めている削減目標を目標年度の数値とする。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 25,028 t	(*2)-(*3) 24,559 t	-2 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	亀岡市は、環境問題を地球規模で考え、地域で行動することが重要であるとの基本理念に立ち、亀岡市環境基本計画・亀岡市地球温暖化対策実行計画を始めとして、市政全般にわたる環境保全に関連する施策を総合的に推進しています。具体的には、4つの基本目標と48の目標の下229の実施手段を策定して、環境を優先した計画的・効率的な行政運営を図っています。					
特記事項	亀岡市地球温暖化対策実行計画は、平成16年度（2004年）を基準年度として平成18年度（2006年）から平成22年度（2010年）までの5年間で計画期間としております。同計画を推進することにより、本計画書の目標値を達成します。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。